

禁止行為

1. 利用権の譲渡等の禁止

利用の権利の譲渡、又は転貸を禁止します。

2. 危険・迷惑行為の禁止

施設来場者や周辺住民等に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある行為を禁止します。

[裸火の使用]

裸火とは、「炎、火花又は発熱部が外部に露出している火」です。

[危険物の持込]

発火または引火物、爆発物、凶器、劇薬等、その他危険物の持込を禁止します。禁止規制を受ける危険物品の範囲については、危険物、準危険物、マッチ、可燃性ガス、火薬類及びがん具煙火とし、常時携帯するもので軽易なものは除かれます。

[展示・実演の禁止事項]

次の事項に該当するものは、展示実演を禁止します。

- 発火又は引火しやすいもの
- 火災、煙を発するもの
- 騒音、振動、ほこり又は悪臭を発するもの
- 接触又は接近することにより事故を起こすおそれのあるもの
- 床面に漏水するおそれのあるもの
- その他施設を汚損又は破損するおそれのあるもの

[迷惑行為の禁止]

- 施設内でのビラまき、勧誘、寄付、署名などに類する強要等の行為
- 指定の場所以外の喫煙、飲食
- 施設、敷地内での飲酒
- 動物の持込み（補助犬・展示を承認された生体を除く）

3. 施設の不適切な使用の禁止

- 防火・防災管理の支障となる行為
- 施設管理上の指示に反する行為
 - ・附帯設備・備品の本来の目的以外の利用及び所定外の場所への移動
 - ・所定外の場所への無断立入り
 - ・所定外の場所、方法での看板・ポスター・チラシ等の配布、掲出
- その他、当センターが不適切と認めた行為

裸火とは

・気体・液体・固体燃料を熱源とする火気使用設備器具にあたっては、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型）以外のものすべてが裸火として禁止規制を受けます。

・電気を熱源とする電気器具類にあつては、赤熱部が外部に露出しているもの（ニクロム線を露出した電熱器具）のほか、外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火する恐れがあるもの（炎、火花に相当するもので、表面温度が概ね400度以上を目安として判断）が裸火に該当するものとします。